平成２４年（フ）第９号
山口県宇部市草江２丁目７番18―３号、従前の住所大阪府東大阪市渋川町１丁目２番22号
債務者　井手上亜矢（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６号
広島県庄原市中本町１丁目１番22号
債務者　長曽　信子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道網走郡美幌町字三橋南４番地の11
債務者　高橋　裕子
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１６５９号
千葉市中央区登戸２丁目10番11号エルデ新千葉201号
債務者　野々山伸彦
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
千葉県市川市菅野６丁目17番７号
債務者　酒井　孝位
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
千葉県船橋市高根台５―１―273―101、住民票上の住所千葉県船橋市坪井西２丁目７番20号
債務者　今井　敬祐
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１号
千葉県船橋市前原東５丁目44番２号
債務者　大山　　武
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
千葉県船橋市前原東５丁目44番２号
債務者　大山さくえ
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
愛知県知多市新知東町１丁目９番地の４　空の畑ガーデン203
債務者　大野　　太
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市亀島１丁目23番24号
債務者　薮井　由佳
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
高知県長岡郡本山町大石75番地
債務者　中山　登敬
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９２号
高知市瀬戸南町２丁目１番18号　第15つくもコーポ103
債務者　森岡　雄一
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住３―301号
債務者　濱口　和久
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２号
高知県香南市夜須町坪井1356番地12
債務者　小松せい子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２号
静岡県浜松市中区元城町104番地の４　元城シティハイツ402号
債務者　波多野宗光
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
静岡県浜松市東区市野町2380番地の３　フェリーチェＡ202号室
債務者　内藤　史朗
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
川崎市高津区下作延３丁目２番31号
債務者　奈良千鶴子
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係